

スポーツ振興くじ（第481回）の試合の指定の公示

独立行政法人日本スポーツ振興センター公示 投第101号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成10年文部省令第39号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり試合を指定しましたので、同条第3項の規定に基づき、公示します。

平成22年10月19日

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 小野 清子

- 1 **スポーツ振興投票の名称**
別紙のとおり
- 2 **スポーツ振興投票券の発売期間**
別紙のとおり
- 3 **業務を委託する金融機関の名称及び所在地**
 - (1) 楽天銀行株式会社
東京都品川区東品川4丁目12番3号
(ただし、インターネット販売に限る。)
 - (2) 株式会社ジャパンネット銀行
東京都新宿区西新宿2丁目1番1号
(ただし、インターネット販売に限る。)
- 4 **合致の割合の種類**
別紙のとおり
- 5 **指定試合を実施する期日又は期間**
別紙のとおり
- 6 **試合当たり投票種類数**
別紙のとおり
- 7 **指定試合で対戦するサッカーチーム名**
別紙のとおり
- 8 **合致の割合の算式において本センターが定める率**
別紙のとおり
- 9 **その他**
発売及び払戻しは全国

・スポーツ振興投票の名称

第481回スポーツ振興くじ

・スポーツ振興投票券の発売期間

平成22年11月10日（水）～同年11月17日（水）

・合致の割合の種類

開催された指定試合に対するそれぞれの投票とその指定試合の結果が合致した数を開催試合結果数で除した割合のうち次のものを合致の割合とする。

(1) mini toto A組（ミニトト エイクミ）

1等 10割

(2) totoGOAL3（トトゴールスリー）

1等 10割

2等 開催試合結果数（6）から1を減じた数を開催試合結果数で除した割合

・指定試合を実施する期日又は期間

平成22年11月17日（水）

・試合当たり投票種類数

(1) mini toto A組

1試合ごとにホームチームの90分間での「勝ち」「負け」「その他」の3種類

(2) totoGOAL3

1試合ごとに90分間でのホームチーム及びアウェイチームそれぞれの得点「0点」「1点」「2点」「3点以上」の4種類

・指定試合で対戦するサッカーチーム名

(1) mini toto A組

以下の対象試合のうち、試合No. ①～⑤のサッカーチーム

(2) totoGOAL3

以下の対象試合のうち、試合No. ①、②及び④のサッカーチーム

〔開催日〕	〔試合No.〕	〔ホームチーム〕	〔アウェイチーム〕
11/17	①	鹿島アントラーズ (鹿 島)	セレッソ大阪 (C大阪)
11/17	②	名古屋グランパス (名古屋)	アルビレックス新潟 (新 潟)
11/17	③	横浜F・マリノス (横浜M)	清水エスパルス (清 水)
11/17	④	ガンバ大阪 (G大阪)	柏レイソル (柏)
11/17	⑤	浦和レッズ (浦 和)	ジュビロ磐田 (磐 田)

・合致の割合の算式において本センターが定める率

(1) mini toto A組

1等 1分の1

(2) totoGOAL3

1等 5分の3

2等 5分の2